



鳥取県公報

平成 19 年 2 月 9 日 (金)
第 7 8 6 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (109) (指導管理室) 2
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (110) (西部総合事務所県民局) 2
	南部箕蚊屋広域連合規約の変更の許可 (111) (地域自立戦略課) 2
	生活保護法による医療機関の指定 (112) (福祉保健課) 2
	生活保護法による診療所及び薬局の廃止の届出 (113) (〃) 3
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (114) (米子保健所) 3
	特定計量器の定期検査の実施 (115) (食の安全・くらしの安心推進課) 3
	県営土地改良事業計画の変更 (116) (耕地課) 4
	保安林の指定施業要件の変更予定 (4 件) (117~120) (森林保全課) 4
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3 件) (森林保全課) 7
	土地収用法による審理の開始 (管理課) 14
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会教育環境課) 14
	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 17

告 示

鳥取県告示第 109 号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成 19 年 2 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

廃止年月日	住所	名称
平成19年 1 月31日	鳥取市西町一丁目101	金谷 喜世

鳥取県告示第 110 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 19 年 3 月 26 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 9 日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

- 1 申請のあった年月日
平成 19 年 1 月 26 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人地域活動支援センターおおぞら
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
植村 ゆかり
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市法勝寺町 110
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害がある人たちに、いつまでもこの地域での安心できる生活と、より良い福祉サービスや魅力ある社会資源を提供できるよう研鑽し、障害者の自立及び社会参加に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第 111 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定に基づき、南部箕蚊屋広域連合規約の変更を平成 19 年 2 月 2 日許可したので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第 112 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の

規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 2 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	所在地	指定年月日
ナガイ薬局	西伯郡伯耆町大殿618	平成18年11月 1 日
ナガイ薬局境港店	境港市米川町286	平成18年12月 1 日
まつだ内科医院	鳥取市叶284- 1	〃
あい調剤薬局	米子市上後藤二丁目 3 - 6	〃
きらら薬局	米子市西福原九丁目11-15	平成19年 1 月 4 日

鳥取県告示第 113 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 2 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	所在地	廃止年月日
ナガイ薬局	西伯郡伯耆町大殿618	平成18年10月31日
まつだ内科医院	鳥取市叶284- 1	平成18年11月30日
あい調剤薬局	米子市上後藤二丁目 3 - 6	〃
ナガイ薬局境港店	境港市米川町286	〃

鳥取県告示第 114 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 2 月 9 日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	辞退年月日
木村皮膚科クリニック	米子市東福原三丁目 8 - 58	平成 19 年 1 月 19 日
境港調剤薬局	境港市東本町 30 - 3	平成 19 年 2 月 1 日

鳥取県告示第 115 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年2月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
倉吉市	平成19年3月12日(月)	午前10時から 午後3時まで	倉吉市住吉町77-1 倉吉市勤労青少年ホーム
〃	平成19年3月13日(火)	〃	〃
〃	平成19年3月15日(木)	〃	〃
〃	平成19年3月16日(金)	〃	〃
〃	平成19年3月19日(月)	午後1時から 午後3時まで	倉吉市関金町大鳥居193-1 倉吉市役所関金庁舎
〃	平成19年3月26日(月)	〃	倉吉市住吉町77-1 倉吉市勤労青少年ホーム
〃	平成19年4月2日(月)から同月 27日(金)までの日(日曜日及び 土曜日を除く。)	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部食の安全・くらしの安心推 進課計量担当

鳥取県告示第116号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業(経営体育成基盤整備事業北条中央地区区画整理)に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成19年2月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成19年2月9日から同年3月1日まで
- 3 縦覧に供する場所
北栄町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第117号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年2月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字中原字曲り谷691から694まで、699の1から699の6まで、字駒野901の1、901の2、903、903の1、字西谷東平904の1から904の4まで、字野々段906の2、大字福原字小白坪谷上平721の2

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 118 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字御机字本谷706の1から706の3まで、706の5から706の7まで、707の1、707の9、707の10、707の12から707の45まで、707の47から707の49まで、字瓜菜沢708の2、字鏡ヶ成709の4、709の5、709の55、709の57、字木谷838の1、838の3、838の5、838の7、838の8、838の15、字奥長尾839、大字俣野字篠谷尻3の1、4の1、字篠谷尻向5の1、字門畑ヶ上エ2286、2288、字元詰畑平2330の1、2332、2333、字大峠2335、字愛宕山2336、字鉄穴平2557、2558、2561の1、2561の5、2561の6、2563の1、字堤原2564の1、字切詰山2572の2、字ウレ石谷日南2736の1、2736の2、2736の6から2736の17まで、2736の19から2736の21まで、2741、字熊野山3291

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 119 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)

第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年2月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字助澤字細谷8の1、8の4、8の5、8の8、8の10、9の1、10の1、10の2、字細谷上ミ11の1、11の2、12の1、12の2、13、字ノロ404、405の1から405の3まで、大字下蚊屋字三平486の5（次の図に示す部分に限る。）、486の35、489の1から489の3まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、大字御机字本谷707の2、字細谷742の1、742の2、743の1から743の4まで、744の1から744の8まで、744の9・744の11（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、744の14、744の15（次の図に示す部分に限る。）、字上城平834、大字俣野字林ケ谷奥2581、字林ケ谷2582、字吉ケ谷カゲ2587、2588、字吉ケ谷日向2590から2593まで、字穴ケ峠平2597、2598、2599の1、2600から2602まで、字荒神ノ峯2702、2703の1、2703の2、字後口ノ谷2711、字三平山深山口平2715の1、字牧塔2716、字地極谷2717、2718、2719の1、字三平山ウレ石平2723の1（次の図に示す部分に限る。）、2723の9、字熊野山3290の1、3290の8から3290の11まで

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字御机字西荒堀199（次の図に示す部分に限る。）、字向山732の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第120号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町阿毘緑字中倉2014の1・2015の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字下モ神田山2177の1、字上ミ神田山2216、字下川床山2278、字中川床山2279、字上川床山2280の1、2280の4、字横屋山2299の1、2299の5から2299の7まで、字ケツ田山2689、字堤塔2949、字小林山2950、字向悪道山2951、字小柳谷山2952の1、2952の2、字奥柳谷2953の1、字八石谷2955の1、2955の2、字高橋2957の1、2957の2、字山神谷2960、2961、字家ノ奥2962、字堂ノ奥2965、2966、字三谷2976（次の図に示す部分に限る。）、字奥牛ノ首山2977の1、2977の2、字ニノ谷2978の1、2978の4、字柳谷山2981の1、字砥石ヶウネ2982、字下モ牛ノ首2984の1、下阿毘緑字滝ノ谷第二1712の1、字川茂山1715の1、1715の2、字中倉山1718の1、1719の1、1719の2、1719の4、1719の5、字柳谷1721の1から1721の3まで、字勿内1722の1、字鉦谷1724、1725、字割谷1734の1、1734の7、字大塔1735の1、字井手ノ谷1736の1・1736の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字善四郎山1739の1、1743の1、1744の1、字上鑪陰地山2281・2282の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2282の2、字板橋山2285・菅沢字寺床1220の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字秋原林2093の4、2093の45

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 2 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成19年1月19日付鳥取県告示第51号）の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

谷尾 重吉	八頭郡八頭町下野字中弥キ 269
〃	八頭郡八頭町下野字中弥キ 269 の 1
谷尾 藤吉	八頭郡八頭町下野字畑ヶ谷 1471
谷尾 益男	八頭郡八頭町下野字大谷空山 431
〃	八頭郡八頭町下野字大谷空山 431 の 1
松本 重康	八頭郡八頭町下野字大谷空山 1349
〃	八頭郡八頭町下野字大谷空山 1353
谷尾 禮二	八頭郡八頭町下野字桃ヶ谷下側 438 の 1
谷尾 章	八頭郡八頭町下野字桃ヶ谷下側 438 の 2
谷尾 吉蔵	八頭郡八頭町下野字桃ヶ谷下側 1387
前田 秀明	八頭郡八頭町下野字桃ヶ谷下側 1393 の 1
安田重太郎	八頭郡八頭町下野字桃ヶ谷下側 1393 の 2
谷尾 章	八頭郡八頭町下野字桃ヶ谷下側 1393 の 6
安田重太郎	八頭郡八頭町下野字桃ヶ谷下側 1394
山本重五郎	八頭郡八頭町下野字手尾谷東側奥分 992
山本重太郎	〃
林 平太郎	八頭郡八頭町下野字尾手見谷東側奥分 1021
〃	八頭郡八頭町下野字尾手見谷東側中分 1022
〃	八頭郡八頭町下野字尾手見谷東側中分 1024
林 文十郎	八頭郡八頭町下野字尾手見谷東側中分 1024 の 1
林 平太郎	八頭郡八頭町下野字大倉谷西側中分 1032
谷尾 重吉	八頭郡八頭町下野字大倉谷奥詰 153 の 3
〃	八頭郡八頭町下野字大倉谷奥詰 153 の 4
谷尾 辰己	八頭郡八頭町下野字大倉谷奥詰 1061
林 平太郎	八頭郡八頭町下野字大倉谷奥詰 1062
〃	八頭郡八頭町下野字大倉谷奥詰 1064
〃	八頭郡八頭町下野字大倉谷奥詰 1065
〃	八頭郡八頭町下野字大倉谷奥詰 1070
〃	八頭郡八頭町下野字大倉谷東側中分 1077
〃	八頭郡八頭町下野字大倉谷東側中分 1078
林 卯三郎	八頭郡八頭町下野字円護谷西側 1127 の 1

林 平太郎	八頭郡八頭町下野字和見谷西側口分 1143 の 1
〃	八頭郡八頭町下野字和見谷西側口分 1144
〃	八頭郡八頭町下野字和見谷西側口分 1145
〃	八頭郡八頭町下野字和見谷西側口分 1146
谷尾 重吉	八頭郡八頭町下野字和見谷西側奥分 1149
藤原貞次郎	八頭郡八頭町下野字和見谷鳥ヶ巢 1160
谷尾 健一	八頭郡八頭町下野字水目谷口下側 1169
林 鉄蔵	八頭郡八頭町下野字水目谷 1173
小倉牛太郎	八頭郡八頭町下野字水目谷 1175
谷尾 保吉	〃
林 作次郎	〃
林 周次郎	〃
林 多次郎	〃
林 藤十郎	〃
林 馬次郎	〃
林 梅三郎	〃
林 豊三郎	〃
林 仙一	八頭郡八頭町下野字水目谷 1182
谷尾 健一	八頭郡八頭町下野字サカヲトシ 1215
林 最治	八頭郡八頭町下野字舟谷奥分 1225 の 3
前田 松治	八頭郡八頭町下野字舟谷奥分 1227
谷尾初次郎	〃
谷尾 仁平	〃
谷尾定太郎	〃
久保田眞理子	八頭郡八頭町下野字棚田 1236 の 1
藤原貞次郎	八頭郡八頭町下野字金岩 1269 の 1
林 裕次郎	八頭郡八頭町下野字上野谷上側中分 1284
林 平太郎	八頭郡八頭町下野字上野谷上側中分 1288
〃	八頭郡八頭町下野字上野谷上側中分 1289
〃	八頭郡八頭町下野字上野谷上側中分 1290
谷口儀三郎	八頭郡八頭町下野字上野谷奥分 1297
林 きよ	八頭郡八頭町下野字イラサコ 1302
林 博孝	〃

林 きよ	八頭郡八頭町下野字イラサコ 1303
林 博孝	〃
林 きよ	八頭郡八頭町下野字イラサコ 1304 の 1
林 博孝	〃
林 きよ	八頭郡八頭町下野字イラサコ 1305
林 博孝	〃
林 きよ	八頭郡八頭町下野字イラサコ 1307
林 博孝	〃
林 きよ	八頭郡八頭町下野字上野谷下側中分 1308 の 1
林 博孝	〃
谷尾 辰己	八頭郡八頭町下野字上野谷下側口分 1312
〃	八頭郡八頭町下野字上野谷下側口分 1313
谷尾 正信	八頭郡八頭町下野字上江野 1323
林 平太郎	八頭郡八頭町下野字上江野 1325
〃	八頭郡八頭町下野字上江野 1327
松原 幸吉	八頭郡八頭町下野字瀧ヶ谷中尾下側奥分 1372
前田 ふみ	〃
前田幸次郎	〃
前田 松治	〃
前田留次郎	〃
谷尾 たね	〃
谷尾初次郎	〃
谷尾 辰己	〃
谷尾定太郎	〃
谷尾 万吉	〃
谷尾 勝蔵	八頭郡八頭町下野字本谷下平口分 1376
岸本 正雄	八頭郡八頭町下野字桃ヶ谷上分 1384
〃	八頭郡八頭町下野字桃ヶ谷上分 1386 の 1
谷尾 辰己	八頭郡八頭町下野字中谷上分 1413 の 2
安田重太郎	八頭郡八頭町下野字中谷上分 1414
谷尾 吉蔵	八頭郡八頭町下野字中谷上分 1416
松原 幸吉	八頭郡八頭町下野字中谷上分 1417
前田 義信	〃

前田勝次郎	〃
前田甚太郎	〃
前田 豊蔵	〃
谷尾 吉蔵	〃
谷尾 章	〃
谷尾 辰己	〃
安田重太郎	八頭郡八頭町下野字中谷上分 1419
〃	八頭郡八頭町下野字中谷上分 1420
谷尾吉次郎	八頭郡八頭町下野字中谷上分 1421
谷尾源三郎	〃
谷尾 万吉	〃
松原 幸吉	八頭郡八頭町下野字中谷下分 1428
前田 義信	〃
前田勝次郎	〃
前田甚太郎	〃
前田 豊蔵	〃
谷尾 吉蔵	〃
谷尾 章	〃
谷尾 辰己	〃
〃	八頭郡八頭町下野字ノホリ尾 1434
〃	八頭郡八頭町下野字ノホリ尾 1435
松原 幸吉	八頭郡八頭町下野字ノホリ尾 1436
前田 義信	〃
前田勝次郎	〃
前田甚太郎	〃
前田 豊蔵	〃
谷尾 吉蔵	〃
谷尾 章	〃
谷尾 辰己	〃
〃	八頭郡八頭町下野字ノホリ尾 1438
林 平太郎	八頭郡八頭町下野字森ヶ谷 1463
前田 春恵	八頭郡八頭町大江字和庄谷奥 2105

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、船岡町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備えて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 八頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 2 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 1 月 19 日付鳥取県告示第 52 号)の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

岡野 正次	八頭郡智頭町大字大背字吉ヶ谷 1476
三輪 衣若	〃
三輪御王陽	〃
土井清太郎	八頭郡智頭町大字大背字居所ヶ谷 1482 の 3
國政 寛	八頭郡智頭町大字大背字居所ヶ谷 1482 の 18
坂本 吉藏	八頭郡智頭町大字穂見字奥山 842 の 3
山村 利三	〃
谷口 茂吉	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 2 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 1 月 19 日付鳥取県告示第 53 号)の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

前田 利藏	西伯郡大山町飯戸字大野 1521 の 4
椎木米太郎	〃
前田 利藏	西伯郡大山町飯戸字大野 1521 の 5
椎木米太郎	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 大山町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成 19 年 2 月 9 日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 期日

平成 19 年 2 月 28 日（水）午後 1 時 30 分

2 場所

鳥取市東町一丁目 271

鳥取県庁第 2 庁舎 7 階 第 23 会議室

3 件名

高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事（鳥取県鳥取市用瀬町安蔵字宮ノ前地内から同市用瀬町別府字橋向地内まで及び同市河原町佐貫字若桑谷地内から同市河原町佐貫字大星地内まで）

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県立鳥取養護学校スクールバス運行・管理業務委託 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

鳥取市江津 260 鳥取県立鳥取養護学校

(5) 入札方法

スクールバスの運行 1 便当たり及び連絡会・緊急時対応訓練 1 回当たりの単価を入札書に記載すること。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 162 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうち役務の運送・旅客業に係るものを有していること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、該当資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 2 月 23 日（金）午後 5 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。

- （3）平成 19 年 2 月 9 日（金）から同年 3 月 22 日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立鳥取養護学校

4 入札手続等

（1）入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津 260

鳥取県立鳥取養護学校

電話 0857-26-3601

（2）競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

（3）入札説明書の交付方法

（1）の場所で平成 19 年 2 月 9 日（金）から同月 22 日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

（4）入札説明会の日時及び場所

平成 19 年 2 月 26 日（月）午後 1 時 30 分

鳥取県立鳥取養護学校 応接室

（5）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

（6）入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 3 月 22 日（木）午後 2 時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午とする。）

鳥取県立鳥取養護学校 応接室

5 入札者に要求される事項

- （1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- （2）この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4 の（1）の場所に平成 19 年 3 月 5 日（月）午後 3 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- （3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として 1 の（5）で定める入札金額（単価）に基づき予定数量に応じて算出した金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として 1 の(5)で定める金額（単価）に基づき予定数量に応じて算出した金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 条件

ア スクールバスを運行しないときは、車両の点検整備及び維持管理をしやすい場所において保管すること。

イ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 74 条の 3 に規定する安全運転管理者及び道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 50 条第 1 項に規定する整備管理者を常時配置し、スクールバスの安全運行に努めること。

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、契約を締結しない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Commission of management of the school bus services for Tottori Prefectural Tottori Yogo School, 1 Set

(2) Supply period : From 1 April, 2007 through 31 March, 2010

(3) Supply place : 260 Ezu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 3:00 p.m. 5, March, 2007

(5) Date and time for tender submission : 2:00 p.m. 22 March, 2007

Deadline for the submission of tenders by registered mail : noon 22 March, 2007

(6) Please contact : Tottori Prefectural Tottori Yogo School

260 Ezu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

tel. 0857-26-3601

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 162 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、役務に係るものを有する者であること。

(3) 平成 19 年 2 月 9 日（金）から同年 3 月 23 日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 電気工事業又は電気通信工事業について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 6 項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けている者であること。

(5) 平成 14 年度以降に交通安全施設保守委託業務を 12 月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部会計課

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目 271

鳥取県警察本部会計課管財係

電話 0857-23-0110（内線 2236）

(2) 入札説明書の交付方法

(1) の場所で平成 19 年 2 月 9 日（金）から同年 3 月 2 日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間交付す

る。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 3 月 23 日（金）午後 1 時 30 分（郵便等による入札書の受領期限は、同月 22 日（木）午後 5 時）
鳥取県警察本部庁舎 2 階入札室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 3 月 2 日（金）午後 5 時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、入札は行わない。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and upkeep of Tottori Prefectural Police Headquarters Traffic Control System, 1 Set
- (2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM 2, March, 2007
- (3) Date and time for tender submission : 1 : 30 PM 23, March, 2007 (Deadline for the submission of tenders by registered mail : 5 : 00 PM 22, March, 2007)
- (4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1 -271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8520 Japan, TEL 0857-23-0110 (Extension telephone 2236)